

【問4】：質問が正しければ番号の後に○，誤りなら×を記入し，学習の感想を記載

- 1 **【○】** 映画製作会社の従業者が職務として映画の著作物を作成した場合、この映画がその会社の名義で公表される限り、原則として、その映画製作会社が著作者となる。原則としてとは契約がない場合です。職務著作の要件を確認のこと
- 2 **【×】** ゴーストライターが自己の創作に係る著作物を他人名義で出版することに同意を与えた場合、そのゴーストライターは、その著作物の著作者とはならない。
- 3 **【×】** 人材派遣会社から派遣された職員が派遣先の会社の業務として作成したプログラムの著作権は、プログラムが公表されない限り派遣社員のものである。プログラムは公表の要件が除かれている
- 4 **【○】** ある町内会の運動会で、ドラえもんの張ぼてや着ぐるみを造り、運動会を盛り上げているが、これは権利者に無断で行っている場合、著作権侵害となる。私的使用とは言えない
- 5 **【×】** 駅前等に設置されているセルフサービスのスピード写真機で撮影した、私の証明写真は著作物として保護され、この写真の著作者はシャッターを押した私である。思想又は感情を表現した著作物の定義に該当しない
- 6 **【○】** 写真を基に絵を描いた場合、絵の著作者は写真の撮影者でなく実際に絵を描いた私である。単なる模倣の域を出ると二次的著作権が発生する
- 7 **【○】** 雑誌に掲載するために開催した座談会における出席者の発言は著作物であり、著作者は主催者でなく、座談会に参加し発言した全員である。発言は座談会出席者の共同著作物である
- 8 **【×】** ある懸賞小説に応募したところ私の作品が金賞をとった。募集要項に「入選作の著作権は主催者に帰属します」と書いてあったので、私には著作者としての権利は何もない。著作者人格権は譲渡できないことに加え、二次的著作物の創作権譲渡には特掲が必要である
- 9 **【×】** 私は、ある芸能人の波乱万丈の人生を本人に依頼されて執筆し、その芸能人の名前で出版が行われた。この場合、私は、いわゆる「ゴーストライター」であり、著作者になることはない。Q2と同様、出版物に表示された芸能人が著作者であると推認されるだけで覆すことができる
- 10 **【×】** 会社の仕事である調査報告書を作成したが、会社の都合で当該報告書は公表されないことになった。この報告書の著作者も著作権も私のものである。実際に公表されなくても公表される意図の基に作成されれば職務著作となる
- 11 **【○】** サークルの練習のために、楽譜をコピーして使用することは、料金を取る演奏会に利用しないから、著作権法上問題となることはない。少人数のサークルであれば家庭に準じるものとして私的使用となる
- 12 **【×】** 会社内で、毎朝新聞の一部を切り抜いて社員に回覧することは、従業員が5名であることから、新聞社の許諾を得なくても著作権侵害となることはない。会社内での行為は業務であり、たとえ少数でも無断複写は侵害となる
- 13 **【×】** 大学の紀要に掲載された論文に「無断コピー禁止」の表示があった場合、大学の授業で使用する場合でも、作者に無断でコピーすると、著作権侵害となる。著作権者の利益を不当に害さない場合は、授業での利用として無断で利用できる